

令和2年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年5月13日 開会

令和2年5月13日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年5月13日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 11名

農業委員出席委員

2番 宮島孝子 4番 望月三千夫 7番 千頭和栄一
8番 石川邦彦 9番 佐野公洋 11番 村松義正
12番 植松眞二 13番 齊藤学 14番 石川嘉章
15番 朝比奈美芳 19番 松永孝男

欠席委員

1番 佐野芳弘 3番 遠藤恒男 5番 赤池勝
6番 佐野正 10番 松下善洋 16番 杉浦徳子
17番 植竹繁 18番 後藤文隆

農地利用最適化推進委員出席委員

なし

欠席委員

1番 佐野俊英 2番 塩川金彦 3番 佐野三男
4番 遠藤光浩 5番 佐野均 6番 村松慎一
7番 土井一彦 8番 加藤文男 9番 望月義雄
10番 有賀文彦 11番 鈴木四郎 12番 佐野強
13番 近藤雅隆

事務局職員

(併) 事務局長	中野信男	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	深川亮	主査	伊藤孝彦
主事	大瀧美緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。新型コロナウイルスの関係で推進委員の皆さんは前回に引き続き、全員欠席となります。農業委員の1番 佐野芳弘委員、3番 遠藤恒男委員、5番 赤池勝委員、6番 佐野正委員、10番 松下善洋委員、16番 杉浦徳子委員、17番 植竹繁委員、18番 後藤文隆委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので、御報告いたします。なお8名の欠席ですが、過半数出席ということで御理解を願いたいと思います。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日の会議につきましても事務局からの説明は簡潔に行い、委員の皆様は発言等がある場合は挙手でお願いします。

議事に先立ちまして、令和2年4月10日から令和2年5月12日までの間における農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を事務局より報告させます。

事務局 大瀧主事

本日配付しました、農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況をごらんください。

第1項 中里東町■■■■、田ほか1筆、計880.73平方メートルについて、令和2年4月2日付で農地法4条届出がされましたが、令和2年4月30日に都合により取消願が提出されました。以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたします。

次に「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、15番 朝比奈美芳委員、19番 松永孝男委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会議録署名人に、15番 朝比奈美芳委員、19番 松永孝男委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第22号から議第33号でございます。

初めに、報第22号から報第28号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和2年3月21日から4月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから2ページをごらんください。

報第22号 農地返還通知書の受理について

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が4件提出されました。

続きまして、議案の3ページをごらんください。

報第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案に記載のとおり貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の4ページから6ページをごらんください。

報第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案に記載のとおり農地の権利取得による届出を5件受理しました。

続きまして、議案の7ページから8ページをごらんください。

報第25号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

議案に記載のとおり農地を農地以外のものにしようとする届出を5件受理しました。

続きまして、議案の9ページから11ページをごらんください。

報第26号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

議案に記載のとおり農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする届出を11件処理しました。

続きまして、議案の12ページをごらんください。

報第27号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

議案に記載のとおり現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の13ページをごらんください。

報第28号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

議案に記載のとおり使用貸借で認可を受けたものが3件ありました。

報告については以上です。

議長

事務局からの報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第22号から報第28号まで報告済みといたします。

次に、議第29号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の14ページをごらんください。

議第29号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真の1ページをごらんください。

申請地は県道大坂富士宮線沿いの井出鉄工所の南に位置する農地です。受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買です。サツマイモを栽培する計画で、御殿場よりも富士宮の土壌がよいとのことで、申請に至ったとのことです。受人は現在69歳、耕作面積は許可後7,821平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第2項及び航空写真2ページをごらんください。

申請地は北山中学校の北に位置する畑です。受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買です。受人の自宅前とのことで話がまとまり、申請に至りました。野菜を栽培する計画です。

受人は現在75歳、耕作面積は許可後3,173平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、1項2項とも農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

それでは御質疑なしと認めます。それでは、採決に移ります。

議第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第29号は、原案のとおり処理することに決定されました。
議第30号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の15ページをごらんください。

議第30号 農地法第4条の規定による許可決定について
第1項及び別冊航空写真3ページをごらんください。

北山■■■■、畑299平方メートルにつきまして、申請人が自己用住宅に転用しようとするものです。申請人はガソリンスタンドを経営し、4人家族で重度の障害を抱える子供もいるため増改築を検討しましたが、消防法により不可能なために、道を挟んだ自分の所有地に平屋住宅を建築したく、申請に至ったものです。なお、指定大規模既存集落制度を利用した建築となります。申請地は第2種農地で北山郵便局から北へ約70メートルに位置します。建築は被害防除処置を行い、周辺への影響がないように配慮します。

続きまして、第2項及び別冊航空写真4ページ及び5ページの拡大図をごらんください。

半野■■■■、畑353平方メートルにつきまして、申請人が農家住宅敷地の拡張をしようとするものです。以前より農機具等の保管場所が不足していたため申請地を使用していました。今回、離れを建て替えるに当たり、農家住宅敷地として一体利用することとなったため、申請に至ったものです。申請地は第1種農地で白糸出張所から南へ約1キロに位置します。申請地は既に農機具保管小屋として使われており、追認となりますが農家住宅敷地の拡張として判断したものです。以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、2項について担当委員から調査報告をお願いします。

12番 植松眞二委員

ただいま審議中の調査について、報告いたします。

5月1日、申請人本人、申請代理人、事務局3名、私6名で現地にて話を聞きました。申請人は水稻栽培を現在一町歩、営農している農家であります。近所でだんだんやる人が少なくなってきました。将来的にはあと一町歩ぐらい、約二町歩予定しているとのこと。今回南側を申請地として農業用倉庫を建築し、農機具・乾燥機・肥料・コンバイン等を置く予定でございます。周囲の農地には影響はなく、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。それでは、採決に移ります。

議第30号は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって議第30号は原案のとおり、処理することに決定いたしました。

議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 深川主任主査

議案の16ページをごらんください。

議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真6ページをごらんください。

外神■■■■、畑1, 114平方メートルにつきまして、受人が売買により権利取得し、資材置場及び駐車場10台分に転用しようするものです。受人は造園業を営んでいますが、現在借用している資材置場を立ち退くこととなり、事務所の近隣地である申請地について渡人と交渉したところ、高齢となっており耕作管理が難しいとのことから、売買により取得できることとなったため、申請に至ったものです。申請地は富丘公民館から北へ400メートルの位置にある第2種農地になります。周辺は境界をコンクリートで見切りし、敷地内で排水処理ができるようにして、隣接地へ被害が出ないよう配慮いたしますので、周辺への影響はないものと思われま

す。続きまして、第2項及び別冊航空写真7ページ及び8ページの拡大図をごらんください。

下条■■■■、畑290平方メートルにつきまして、借人が使用貸借により、分家住宅に転用しようとするものです。借人は母である貸人と現在同居していますが、諸事情により母所有の本申請地に分家住宅を建築したく、申請に至ったものです。申請地は大石寺下ノ坊から南西へ約700メートルに位置する第1種農地となります。周辺は宅地及び道路で周囲に影響の出ないように建築をします。以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、第2項について担当委員から調査報告をお願いします。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第2項の調査結果について報告します。5月1日午後2時に現地で代理人から事務局3名と私が説明を聞きました。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第31号は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって議第31号は原案のとおり、処理することに決定いたしました。

議第32号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局 大瀧主事

議案の17ページをごらんください。

議第32号 非農地証明申請の審議について

第1項及び航空写真9ページをごらんください。

申請地は上条■■■■、畑489平方メートルで千居集会所の北西に位置する農地です。昭和年月日不詳、申請者が耕作不向きのため放棄し、山林化したものです。現在周囲と一体的に山林として管理されており、農地への復元は困難であると判断しました。

続きまして第2項及び航空写真10ページ及び11ページをごらんください。

申請地は西山■■■■、畑ほか1筆、計495平方メートルで株式会社関東精工の北西及び南東に位置する農地です。昭和62年月日不詳、申請者が耕作不向きのため放棄し、山林化したものです。申請地周辺は同様に山林化している状況で、うち1カ所については東側を流れる水路へののり面となっているため傾斜があり、仮に農地に復元しても継続的な営農は困難であると判断しました。説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員から調査報告をお願いします。

13番 齋藤 学委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について、報告します。

5月1日午後2時半に現地で代理人の行政書士に事務局3名と私が説明を聞きました。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願います。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第2項について、調査結果を報告します。

5月8日に申請人、事務局職員2名と現地で調査を行いました。詳細につきましては、事務局の説明のとおりであります。耕作不向きのため、30年以上耕作を放棄し、適正管理をしていなかったため、竹などが群生し進入路もわからない状況で、農地として利用することは難しいと判断いたしました。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく願います。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第32号は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第32号は原案のとおり、処理することに決定いたしました。

議第33号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の18ページをごらんください。

議第33号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

農用地利用集積計画(案)の2ページ、農用地の流動化状況をごらんください。

利用権の設定及び移転については、今月はございません。

一番下の所有権の移転を受ける者は1名、所有権の移転する者は2名、所有権の移転する農用地の面積は計3万6,442平方メートルです。

利用権の内容につきまして4ページをごらんください。別冊航空写真12ページになります。第1項第2項とも、買主は静岡県農業振興公社で、引き渡しの時期は6月10日となっております。第1項所有権が移転する農地は根原字宝山■■■■、畑1万5,046平方メートルで利用権の内容は飼料作物です。

第2項は根原字宝山■■■■、原野ほか3筆、計2万1,396平方メートルで利用権の内容はこちらも飼料作物です。

以上第1項、第2項につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。それでは、採決に移ります。

議第33号は、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって議第33号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、処理することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。次回の農業委員会総会は、6月11日を予定しています。以上で富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時30分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

15 番

会議録署名人

19 番